財務局長（労働保険特別会計の労災勘定等（労働保険特別会計の労災勘定及び雇用勘定をいう。以下同じ。）及び年金特別会計の国民年金勘定等（年金特別会計の国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定をいう。以下同じ。）の普通財産の処分について、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に関する事務を委任した財務局長に限る。）

財務支局長（労働保険特別会計の労災勘定等及び年金特別会計の国民年金勘定等の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に関する事務を委任した財務支局長に限る。）

財務事務所長（労働保険特別会計の労災勘定等及び年金特別会計の国民年金勘定等の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に関する事務を委任した財務事務所長に限る。）

財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長（労働保険特別会計の労災勘定等及び年金特別会計の国民年金勘定等の普通財産の処分について、会計法第二十九条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が契約に関する事務を委任した財務局、財務支局又は財務事務所の出張所長に限る。）

都道府県知事

（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第二十四条　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（この府令の趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）について里親が行う養育に関する最低基準（以下「最低基準」という。）は、この府令の定めるところによる。 （最低基準の向上） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　内閣総理大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 （給付金として支払を受けた金銭の管理） **第九条の二**　里親は、委託児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 一～四　（略）	（この省令の趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）について里親が行う養育に関する最低基準（以下「最低基準」という。）は、この省令の定めるところによる。 （最低基準の向上） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 （給付金として支払を受けた金銭の管理） **第九条の二**　里親は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 一～四　（略）

（既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令の一部改正）

第二十五条　既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「省令」を「内閣府令」に改める。